

## ネットの通信販売 解約できる？

(問い) スマートフォンで、通常価格 1 万円の美容液が初回限定 980 円で購入できるとの広告を見て注文しました。しばらくして商品が届いたのですが、<sup>どうこん</sup>同梱されていた納品書に、次回お届け予定日についての記載があることに気付き、定期購入であることを知りました。1 回限りのつもりだったので、通常価格となる 2 回目以降を解約したいです。可能でしょうか。

### 注文前に細部よく確認

(答え) インターネットで事業者から商品やサービスを購入した場合は、クーリングオフ制度がありません。解約は事業者の規約に従うこととなりますので、契約前に契約条件の細部をしっかりと確認することが大切です。低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトでは特に注意して確認しましょう。

申込時に「いつでも解約できる」と表示されていても、実際解約しようとするとう電話がつながらなかつたり、オンライン上の解約手続きがうまく進められなかつたりと、容易に解約ができないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句にとらわれず、まず販売業者の情報や評判を入念に確認するようにしましょう。

インターネット通販では、申し込みの前に「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください。インターネットの普及により、商品やサービスの購入や交流サイト（SNS）による情報収集・発信など、私たちの生活は非常に便利になりました。

一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルも発生しています。定期購入トラブルもその一つです。デジタルサービスの仕組みやリスクを理解し、賢くサービスを利用しましょう。

商品やサービスに関する契約について不安を感じた際は、消費者ホットライン「188」に電話してください。お近くの消費生活相談窓口につながります。契約前の相談も受け付けています。

<山形県消費生活センターのQRコード> ⇒

